

質疑回答書

芝山町長 相川 勝重
(公印省略)

芝山町都市計画マスタープラン見直し業務委託公募型プロポーザルに係る技術提案書等に関する質問につきまして、下記のとおり回答します。

記

番号	該当箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書（案）第9条（P3）	成果物として、「ワークショップ、地域別説明会」との記載がありますが、このワークショップは、第29条に記載されている「地域別説明会等」に含まれると解釈すればよろしいでしょうか。	「ワークショップ」を削除し、「住民意向調査」を追加し、訂正いたします。また、修正版特記仕様書を町ホームページ上に掲載します。
2	特記仕様書（案）第21条（P6）	住民意向調査について、発送用の封筒、宛名ラベルの作成は、発注者で手配していただくことは可能でしょうか。	アンケート調査票の発送用の封筒は発注者で手配しますが、宛名ラベルについては発注者で手配いたしません。提供する世帯リスト（編集可能なエクセルファイル）を使用して受注者にて宛名ラベル作成又は宛名書きをお願いいたします。
3	特記仕様書（案）第29条（P7）	地域別説明会について、既に想定されている町民の参加人数（資料印刷部数）がありましたら、教えていただけませんか。	1地区1回あたり、事務局使用分も含め50部程度を見込んでおります。これは、平成12年に開催した都市計画素案説明会の実績を参考に想定したものです。

番号	該当箇所	質問事項	回答
4	特記仕様書（案）第 31 条（P7）	策定委員会、及び担当者会議の参加人数（資料印刷部数）について、教えていただけませんか。	各 20 人程度を想定しております。
5	特記仕様書（案）第 32 条（P7）	パブリックコメントの実施に際して、閲覧・配布用に想定している、計画書（素案）、概要版（素案）の部数があれば教えていただけませんか。	計画書（素案）及び概要版（素案）は、町ホームページ掲載用の電子データ及び閲覧用（紙ベース）各 2 部を想定しています。
6	様式 5 予定技術者申告書	【様式 5】予定技術者申告書に記載する同種又は類似業務実績について、本人が関わったことを証明する書類が無い場合（担当技術者等の為）は契約書の写し等を添付すれば宜しいでしょうか。	ご質問内容のとおり、契約書や打合せ議事録（発注者側担当者印有）の写し等の添付をお願いいたします。
7	募集要項 7 ページ(5)-③-2)-C)	技術提案書について、10 頁以内ということで前回ご回答いただきましたが、A3 版を使用し、A3 版片面で 2 頁とすることは可能でしょうか。	A4 版での作成をお願いいたします。現時点からの、技術提案書作成ルールの変更は公平性を欠くおそれがあるので、ご理解下さい。
8	特記仕様書 6 ページ	「住民意向調査の実施」について、配布用の封筒（3000 部）は、町の封筒を提供していただけますでしょうか。	アンケート調査票の配布用の封筒については、発注者が手配いたします。
9	募集要項 P6 技術提案者の業務実績（任意様式）	業務名に含まれる発注者名は伏せる必要があるでしょうか。（例●●市立地適正化計画策定支援業務）	発注者名を伏せる必要はありません。
1 0	募集要項 P6 技術提案者の業務実績（任意様式）	発注者名は伏せる必要があるでしょうか。（例●●市）	発注者名を伏せる必要はありません。
1 1	募集要項 P6 技術提案者の業務実績（任意様式）添付書類	添付書類（契約書及び登録証の写し等）にある会社名称、発注者名は、黒塗りにして伏せる必要があるでしょうか。	会社名称及び発注者名を伏せる必要はありません。
1 2	募集要項 P6 技術提案者の業務実績（任意様式）添付書類	添付書類も 13 部提出が必要でしょうか。	添付書類（契約書及び登録証の写し等）については、1 部ご提出下さい。

番号	該当箇所	質問事項	回答
1 3	募集要項 P6 予定技術者申告書 【様式 5】	同種実績欄を記載する際、業務名に含まれる発注者名は伏せる必要があるでしょうか。 (例●●市立地適正化計画策定支援業務)	発注者名を伏せる必要はありません。
1 4	募集要項 P6 予定技術者申告書 【様式 5】	同種実績欄を記載する際、発注者名は伏せる必要があるでしょうか。(例●●市)	発注者名を伏せる必要はありません。
1 5	募集要項 P6 予定技術者申告書 【様式 5】	同種実績に記載できる業務には、照査技術者として参画した業務も記載してよろしいでしょうか。	募集要項別表「2.予定技術者の経験及び業務実施能力」の項目を確認の上、ご判断下さい。
1 6	募集要項 P6 予定技術者申告書 【様式 5】添付書類	添付書類（契約書及び登録証の写し等）にある会社名称、発注者名は、黒塗りにして伏せる必要があるでしょうか。	会社名称及び発注者名を伏せる必要はありません。
1 7	募集要項 P6 予定技術者申告書 【様式 5】添付書類	添付書類も 13 部提出が必要でしょうか。	添付書類（契約書及び登録証の写し等）については、1 部ご提出下さい。
1 8	特記仕様書（案） P2 貸与資料	四者協議会で合意された確認書別図 1～3 に示されている、空港機能強化に伴い拡大される各種境界線（空港用地境、騒防止法第 1 種区域、航空機騒音障害防止区域・特別区域とすべき地域など）は、電子データ（shp 形式又は CAD 形式）で提供頂けるでしょうか。その他、空港機能強化に伴う移転の対象となる集落境界線は、電子データ（shp 形式又は CAD 形式）で提供頂けるでしょうか。	ご質問にある電子データについては、当町で作成したものではないため、お答えしかねます。当該業務委託発注後、関係各機関に電子データ提供の可否を含め協議いたします。
1 9	募集要項 技術提案書等の作成の注意事項	技術提案書は、A 4 判 5 枚以内に記載することとありますが、【様式 4】の表紙ページは枚数に含むのでしょうか。	技術提案書提出の鑑文書として様式 3 を定めているため、別途の表紙提出は求めません。技術提案内容の記述については、様式 4 として例示した項目及び書式を参考に A4 版 5 枚以内で作成して下さい。

番号	該当箇所	質問事項	回答
20	募集要項 業務の概要(4)	(4) 標準業務規模等に記載のある「標準業務金額」と「予算上限業務金額」の違いは何でしょうか。	標準業務金額は、当該業務を実施するにあたり発注者側で想定した最低限必要と考えた仕様を標準として算出した業務金額です。対して予算上限業務金額は、継続費として予算措置されている金額であり、契約金額の上限となります。
21	特記仕様書(案) 第7条(3)	都市計画基礎調査(平成28年度調査)については、GISデータでのご提供は可能でしょうか。	GISデータを貸与いたします。